

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

「アジア憲法フォーラム2007」を開催

▶ 今号の記事

■ 特集 アジア憲法フォーラム

- 名古屋大学大学院法学研究科教授 愛敬浩二 2頁
国際基督教大学教養学部教授 稲正樹 4頁

■ 特集 東京フォーラム

- 名古屋大学大学院法学研究科副研究科長 増田知子 ... 6頁
東海カーボン株式会社代表取締役会長 大嶽史記夫 ... 7頁
参加学生より 8~9頁

■ TOPICS

- アジア・アフリカ学術基盤形成事業 10頁
名古屋大学大学院法学研究科副研究科長 市橋克哉
日本法教育研究センタースクーリング 11頁
首都大学東京都市教養学部准教授 谷口功一
日韓共同シンポジウム 12頁
名古屋大学大学院情報科学研究科准教授 外山勝彦

■ 各国リレー 13頁

- ウズベキスタン共和国外務省外交官
エルムロドフ・エルドルジョン

■ New モンゴル便り 14頁

- 桜美林大学ビジネスマネジメント学群教授 齋藤隆夫

■ 出張報告 16頁

- 名古屋大学大学院法学研究科講師 中村真咲

■ センター長便り 17頁

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 鮎京正訓

■ 行事予定 18~19頁

No.25

2008.1.25

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp>

「ウンター・デン・リンデン(菩提樹の下)の夏」

国際法学会2007ベルリン大会の会場となったフンボルト大学にて(2007年7月、撮影:中村真咲)

フンボルト大学の面するウンター・デン・リンデンの通りは、その名の通り菩提樹の並木道。フンボルト大学(かつてのベルリン大学)は、1810年に言語学者フンボルトによって創立され、世界史に名を残す綺羅星のごとき偉大な科学者・哲学者・法学者たちを数多く輩出しました。明治以降、多くの日本の学徒もここで学びましたが、彼らは夏の輝くウンター・デン・リンデンをどのような想いで歩いたのでしょうか。



アジア憲法フォーラム

アジアにおける憲法学の交流と発展のために



名古屋大学
大学院法学研究科教授
愛敬 浩二

■ フォーラムの趣旨

2007年9月22日(土)と23日(日)の両日、名古屋大学において、「アジア憲法フォーラム2007——21世紀の憲法変動とアジアの立憲主義」と題する国際シンポジウムが開催され、多数の参加者を得て、熱心な討論と有意義な学問的交流が行われた。本フォーラムは、2005年に韓国・ソウル大学で開催されて、大成功を収めた「アジア憲法フォーラム」の精神を受け継ぎつつ、アジア諸国の憲法学者や実務家の間の学問的交流をさらに推進するために企画されたものである。

韓国での「アジア憲法フォーラム」の成功を一回限りのものとするのは惜しいと考えた鮎京正訓教授の呼びかけに応じて、5名の憲法学者（阪口正二郎・一橋大学教授、稲正樹・国際基督教大学教授、駒村圭吾・慶応義塾大学教授、西原博史・早稲田大学教授、愛敬浩二）が集い、鮎京教授を含めて6人で「アジア憲法フォーラム実行委員会」を組織した。実行委員会方式を取ったのは、フォーラムの実施・運営は名古屋大学（法学研究科とCALE）が実質的に担うとしても、「アジア憲法フォーラム」の趣旨からすれば、日本の主要大学から複数の憲法学者が参加し、フォーラムを企画するのが望ましいと考えたからである。

■ フォーラムの内容

「実行委員会」で数度の議論を重ねた結果、テーマを「21世紀の憲法変動とアジアの立憲主義」とすることにした。東欧における社会主義体制の崩壊以降、「立憲主義」という理念が世界的に再評価されている。その動向との関係で、アジアの憲法の現在を捉えること。これが第一の課題である。冷戦後の世界状況・国内状況との関係で、日本では国家社会構造の変容が急速に進められている。そのような日本の憲法動向と対照しながら、アジア諸国における憲法動態を捉えること。これが第二の課題である。

井上達夫・東京大学教授の基調講演「現代世界における立憲主義の必要性和困難性」は、以上の企画趣旨を踏まえて、立憲主義の困難性はアジアと西欧の両方に存在しており、立憲主義を西欧固有のものと考えて、「アジア的価値」

と立憲主義を対峙させる思考を批判した。井上教授の講演は参加者を刺激し、その後の報告と討議を触発する、意義深いものだった。

2日目は4つの分科会に分かれて、報告と討論を行った。それぞれの分科会の企画趣旨は次のとおりである。

- ①「法の支配・法治とアジア」では、「法の支配」という概念の多義性を踏まえつつ、アジア諸国の憲法における「法の支配」の理論状況と実際の運用を概観する。特に、「法の支配」の実現における法曹の役割に焦点を合わせた考察を行う。
- ②「憲法裁判とアジア」では、各国の違憲審査制・憲法裁判所の制度と動態を現実の政治過程との関係で検証し、アジアにおける憲法裁判が直面する問題と、その果たすべき役割を検討する。
- ③「人権保障とアジア」では、アジア諸国における人権保障の問題を国内的保障・国際的保障の両面から検討する。各国が特有に抱える人権問題にも触れつつ、アジア諸国における人権保障の現在を検証し、その未来を展望する。
- ④「憲法変動とアジア」では、冷戦後におけるアジア諸国の憲法変動を国際関係との関係を重視しつつ検討する。そして、北東アジアの平和と安定のために、各国においてどのような憲法改革が必要とされるのかを考察する。次に、プログラムの詳細を示すことにしよう。

■ プログラムの紹介

1. 日時：2007年9月22日(土) 14：00～19：00
23日(日) 9：30～17：00
2. 会場：名古屋大学文系総合館（7F）
カンファレンスホール（基調・記念講演会場）
名古屋大学大学院法学研究科（分科会会場）
3. テーマ：21世紀の憲法変動とアジアの立憲主義



サルバドール・T・カルロタ学部長

4. プログラム：

2007年9月22日(土)

オープニングセレモニー

司会：市橋克哉（名古屋大学教授）

挨拶：松浦好治（名古屋大学大学院法学研究科長）

森英樹（全国憲法研究会代表、龍谷大学教授）

趣旨説明：鮎京正訓

（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

基調講演：「21世紀の憲法変動とアジアの立憲主義」

井上達夫（東京大学教授）

記念講演：成樂寅（ソウル大学校法科大学教授）

記念講演：サルバドール・T・カルロタ

（フィリピン大学法学部長）

2007年9月23日(日)

〈午前の部〉

①第1分科会「法の支配・法治とアジア」

（コーディネーター：愛敬浩二・名古屋大学教授）

報告：

デニー・インドラヤナ

（インドネシア・ガジャマダ大学汚職対策

研究センター所長、同大学法学部講師）

スプハシ・C・カシヤップ

（インド・政策調査センター名誉教授）

J・メンツェル（カンボジア・上院法律顧問、

ドイツ・ボン大学准教授）

ソンパン・チャンタルボン

（ラオス国立大学法政治学部教授）

②第2分科会「憲法裁判とアジア」

（コーディネーター：阪口正二郎・一橋大学教授、

稲正樹・国際基督教大学教授）

報告：

ダオ・チ・ウック（ベトナム・国家と法研究所長、教授）

J・アマルサナー（モンゴル国立法律センター長、教授）

林超駿（台湾・東呉大学法律学系准教授）

ウィサヌ・クアガーム

（タイ・チュラロンコン大学名誉教授、立法評議会議員）

〈午後の部〉

③第3分科会「人権保障とアジア」

（コーディネーター：駒村圭吾・慶応義塾大学教授）

報告：

マヘンドラ・パル・シン

（インド・西ベンガル国立法科大学学長、教授）

チン・レン・リム（香港大学法学部教授）



成樂寅教授

ティエリー・ルヌー（フランス・エクス＝

マルセイユ第三ポール・セザンヌ大学法学部教授、

CALE外国人客員研究員）

張文貞（台湾大学法律学院教授）

（コメンテーター：施光恒・九州大学准教授）

④第4分科会「憲法変動とアジア」

（コーディネーター：西原博史・早稲田大学教授）

報告：

サイ・ボリー

（カンボジア・前憲法院判事、王立法経大学法学教授）

アフメドフ・ダブロン

（ウズベキスタン・タシケント国立法科大学第一副学長）

薛剛凌（中国政法大学法学院教授）

ガイラット・サパルガリーエフ

（カザフスタン・科学アカデミー会員、国家と法研究所長）

クロージングセッション

■フォーラムの成果

幸いなことに、両日とも、全国から多数の一般参加者があり、熱心な議論が行われたが、特に私が嬉しく思ったのは、名古屋大学の留学生が多数、シンポジウムに参加しただけではなく、懇親会や休憩時間の間に海外からのスピーカーと積極的に交流している姿を見たことであった。

クロージング・セッションの際、葉俊榮・国立台湾大学教授から、2年後に台湾で「アジア憲法フォーラム」を開催したい旨の提案がなされた。本フォーラムの成功が、次回への糸口となったと言え、手前味噌に過ぎるのだろうが、アジア諸国の憲法学者と実務家の学問的交流の場を発展させることを課題とした本フォーラムにとって、2009年台湾フォーラム開催の提案があったことは、重要な成果と言えるだろう。

立憲民主主義の普遍化への大きな一歩



国際基督教大学
教養学部教授
稲正樹

■ 日本におけるアジア憲法シンポ

これまで日本において、アジア憲法を正面から取り上げて議論したのは、3回を数える。第1回目は、国際憲法学会日本支部が1989年に横浜で開催した「アジア憲法シンポジウム」であり、一定の成果を挙げた。第2回目は、全国憲法研究会が1999年に東京で開催した「アジア・オセアニア立憲主義シンポジウム」であった。このシンポにおいては、「アジアにおける新秩序と立憲主義」の統一テーマのもとに、中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、インド、台湾、オーストラリア、日本の憲法学者の報告が行われた。その内容は、全国憲法研究会編（編集代表・大須賀明）『アジア立憲主義の展望』（信山社、2003年）によって確認できる。この時のシンポでは、シェリル・ソンダーズ（メルボルン大学教授）が、国際的な秩序それ自体の立憲主義化という問題の重要性を指摘した。これは、龔刃韜（北京大学教授）が「平和が核心である」国際立憲主義の議論において触れた論点であり、この点において日本国憲法第9条が一つの重要な国際モデルを提供していることに注意が喚起された。

第3回目の機会は、今般2007年9月に名古屋大学で開催された「アジア憲法フォーラム2007」である。名古屋大学大学院法学研究科とCALEの全面的な準備と実行体制のもとで開かれた今回のシンポジウムは、ソウル大学校法科大学と韓国法制研究院が主催して2005年9月に開催された「第1回アジア憲法フォーラム」の成功を踏まえて、アジア諸国の憲法学者の交流と討議の発展を目的とするものであった。「法の支配・法治と

アジア」、「憲法裁判とアジア」、「人権保障とアジア」、「憲法変動とアジア」の4つの分科会における報告と討議を通じて、21世紀の憲法変動とアジア諸国の立憲主義に関する諸問題を考究するフォーラムとして開催された。

■ 「アジア憲法フォーラム2007」の内容

第1日目の基調講演では、井上達夫（東京大学教授）が「現代世界における立憲主義の必要性と困難性」として、立憲主義は普遍的に妥当する原理なのかそれとも欧米先進国の政治文化によって限定付けられた特殊西洋的なものなのかを論じた。成樂寅（ソウル大学校教授）の記念講演は、韓国における立憲主義の発展を縦横に論じるものであり、もう一つの記念講演のサルバドール・T・カルロタ（フィリピン大学教授）は、「フィリピン反テロ法—憲法問題と視点」と題して、2007年の人間安全保障法を取り上げて、テロとの戦いが人間安全保障を侵害しないことの重要性を強調した。

第1分科会「法の支配・法治とアジア」では、デニー・インドラヤナ（ガジャマダ大学講師）の「1999年～2002年のインドネシアの憲法改革—ナショナリズム対イスラム国家」、スプハシ・C・カシヤップ（政策調査センター名誉教授）の「法の支配と法治国家—インドの視点」、J.メンツェル（ボン大学准教授）の「法の支配—ドイツの観点から見た東南アジアの場合」、ソンパン・チャンタルボン（ラオス国立大学教授）の「ラオス人民民主主義共和国憲法」の各報告が、第4分科会「憲法変動とアジア」では、サイ・ポリー（カンボジア憲法院前判事）の「国際関係の文脈におけるカンボジアの憲法変動」、アフメードフ・ダブロン（タシケント法科大学教授）の「ウズベキスタン共和国における立憲主義の形成、発展、将来」、薛剛凌（中国政法学院教授）



の「憲法秩序の下での行政改革」、ガイラット・サバルガリエフ（カザフスタン・国家と法研究所長）の「カザフスタン共和国の憲法の近代化」の各報告がなされた。

筆者が参加した第2分科会「憲法裁判とアジア」では、ダオ・チ・ウック（ベトナム・国家と法研究所長）が「ベトナムにおける合憲性の監督—理論から実際へ」によって、ベトナムにおける合憲性の監督システムを検討した。次に、J.アマルサナー（モンゴル国立法律センター長）が「モンゴル憲法裁判所の判決の政治的関連性」として、具体的事件を素材に憲法裁判所の判決と政治部門の対応を報告し



林超駿准教授

た。林超駿（東呉大学准教授）は「台湾の憲法裁判所の变化する役割—現在の挑戦と可能な改革」として、司法院大法官会議の直面する課題を詳細に論じ、ウィサヌ・クルアガーム（チュラロンコン大学名誉教授）はタイの立憲主義の確立にとって憲法裁判所が大きな意味を持っていることを指摘した。

第3分科会「人権保障とアジア」では、マヘンドラ・バルシン（西ベンガル国立法科大学学長）が「インドにおける国家及び非国家行為に対する人権保障」と題して、公権力と社会的権力による人権侵害に対する司法的保障を紹介した。次に、チン・レン・リム（香港大学教授）が「投票者から憲法制定者へ？—香港における民主改革」、ティエリー・ルヌー（エクス＝マルセイユ第三ポール・セザンヌ大学教授）が「人権から基本権—憲法普遍主義の肯定」を報告し、



ダオ・チ・ウック教授

張文貞（台湾大学教授）は「国境を越えた規範と国内裁判所—東アジアの実際からの省察」として、台湾・韓国・日本の憲法裁判における国際規範への言及を比較検討した。

■ 権力ではなく、友情が立憲民主主義を普遍化する

かつて故山下健次（立命館大学教授）は、アジアの多元性の世界で人権と民主主義の普遍性を創造していく営みの重要性を指摘して、「権力ではなく、友情が立憲民主主義を普遍化する」という名言を遺された。今回の「アジア憲法フォーラム2007」では、まさしく、立憲民主主義を普遍化するための地道で友情に満ちた道程の一つであることが実感された。今回のフォーラムでは、次回は台湾において、「アジア憲法フォーラム2009」が開催されることが同意された。東アジア各国において、今後この種のシンポが回を重ねることによって、やがてはアジアの全域が法の支配を確立した自由と平和の大地に変わっていくことを心から期待したい。



ウィサヌ・クルアガーム准教授



J.アマルサナーセンター長

特集 東京フォーラム

名古屋大学の国境と国家を越えた試み —第5回東京フォーラムにおける法整備支援事業の発表—



名古屋大学
大学院法学研究科
副研究科長
増田 知子

第5回名古屋大学東京フォーラムが、10月19日(金)、東京の六本木にある政策研究大学院大学で開催されました。今回のテーマは「アジアに繋ぐ知の架け橋～名古屋大学一飛翔するアジア諸国への法整備支援～」となり、これまで関係各国の政府・大学等の協力・支援の下に、CALEと法学研究科が推進してきたアジア法整備支援プロジェクトの成果を広く社会に発表する舞台とさせていただくこととなりました。名古屋大学では、法整備支援のほかに、アジア諸国の政府、大学等との間で学術協力や共同研究を展開しており、パネル展示会場において、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、国際開発研究科、環境学研究科、太陽地球環境研究科、エコトピア科学研究科、農学国際教育協力センターの研究成果が報告されました。

ところで法整備支援は、法整備を通じて安定した国家と社会の基礎を作るお手伝いをするもので、国家レベルで法情報、法制度、法運用、法曹養成等多面的な法分野における共同事業という性格をもっております。その中で、名古屋大学の法整備支援の独自性は、まず、純粋に学術的な観点から各国政府機関・大学と交流を重ね、その国の社会に適的な法を根付かせるため、法律家、司法・行政機関職員等の人材養成を目的とした教育支援を中心に置いていることです。こうした支援のための具体的制度は、法学研究科における学部・大学院教育（留学生対象の総合法政専攻国際法政コース）、法学研究科およびCALE教員による大型研究プロジェクト、法情報センターの設立準備、そしてウズベキスタンのタシケント国立法科大学、モンゴル国立大学、ベトナムのハノイ法科大学に設置された名古屋大学日本法教育研究センターがあります。さらに、東京フォーラムに集っていただいた方々の顔ぶれに見られるように、政府・民間の各組織に広くまたがって行われております。全体からみると事業主体

も対象国も支援制度も多岐にわたった複合的な内容となっており、一つの企画を立案・実施するだけでも多くの時間とエネルギーを費やすことになります。関わって下さる人々の法整備にかける情熱がなければ、制度は動かず、形だけのものとなってしまいかねません。

しかしながら、そうした決して容易とはいえない事業の推進において、たとえばベトナム元司法大臣のグエン・ディン・ロック氏が講演の中で示されたように、そのリーダーシップと情熱は、これまで名古屋大学の教員に深い感銘を与えてこられてきました。同じくカンボジアのアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣の示された国際社会の平和と安定に向けた使命感、さらにはウズベキスタンのアフメドフ・アブドゥハリム・アブドゥライモビッチ第一司法副大臣のご紹介下さった法整備の進展ぶりは、支援事業の苦勞を忘れさせ、あらたな努力に向けての励ましとなるものでした。

なお、名古屋大学の法整備支援のもう一つの特徴は、多様な文化・言語をもった留学生や卒業生たちが様々なことに貢献していることがあげられます。今回のフォーラムでは、各国大使館のご協力をいただいた上に、留学生たちがパネル展示とレセプション・パーティにおいて伝統文化を披露してくれました。次の段階は、こうした人的ネットワークを有意義に活用しつつ、実務面に加えて学術研究領域としてのアジア法研究の確立とそのための国際的学術ネットワーク作りが必要であると思われま

すとともに、今後のアジア法整備支援の広がりや高度化に向けて、さらなるご支援を賜り、日本の国際貢献の一助とさせていただきたいと考えております。



法務大臣表敬訪問

大盛況の第5回名大東京フォーラムに参加して



東海カーボン株式会社
代表取締役会長
大嶽 史記夫

■ フォーラム参加と寄稿依頼

会社主力製品の国際会議開催中の韓国ソウルで本紙への寄稿依頼を受けた。秘書からは、締め切り日厳守で、時間がないが受けますかとのメールだ。帰国後直ぐ次の海外出張があるので、とにかく出席者達の感想を取材しておくことを指示。今回の東京フォーラムは、アジア各国との繋がりを強めている我々民間企業の経営陣にも大変関心の深いテーマであり時宜を得たものであったし、当社の場合、「東海カーボン」という名前の通り、その歴史的背景、地理的要素等から名古屋大学とは深い関わりがあり、特に技術系では幹部から中堅、若手に至るまで名大出身者が最大多数の存在なのである。平野総長には、炭素の関係で直接お世話になったものも沢山いるのだから、今回フォーラムにも会社から技術系を中心として5名が参加したのは当然であったし、寄稿依頼も若干の会社PRをお許し頂くとしてお引き受けした次第である。

■ フォーラム出席者の感想

米国駐在経験や、先端技術開発経験のある中堅技術者を参加させたがいずれも、大変感銘を受けたようである。欧米や、アジアでも比較的法的整備の進んだ国々での事業活動—中国をどう評価するかは別として—を進めている当社



左から、ワッタナ司法大臣、アフメドフ第一司法副大臣、ロック元司法大臣



技術系社員にとっては、我が母校が発展途上国の重要インフラともいべき法的整備支援という国際貢献をしているのを知ったのは新鮮な驚きでもあり、誇りともなったに相違ない。受け止め方として、将来、自社工場や事業所設立の場合相手国の法律熟知が不可欠という実益の側面だけでなく、かつて日本が西欧から受けた法的支援を今度はアジア諸国にお返ししたいとの関係者の歴史的使命感を、企業におけるCSR (Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任) 活動と重ね合わせて感じたのは間違いない。私自身の感想としては、今回フォーラムに関する企画力、実行力、動員力には正直感心し且つ驚いた。東京で、あの地味なテーマであれだけの名大関係者が集まったのは、八面六臂の活躍をされている平野先生の熱意と法学部関係者の日頃の地道な努力が重なったもので心から敬意を表したい。全学同窓会の在京幹事であり、名大柔道部兼工学部出身の藤田君の努力もいささかの貢献に繋がったとすれば、先輩として嬉しい限りである。

私自身は自称名大柔道部兼法学部35年卒であるが、今年紅一点の法学部卒「近藤佐智子」君が入社し、しかも彼女は在学中にベトナムの法的整備支援関連の研修旅行に参加した時、鮎京先生にお世話になっていたというではないか。縁というのは不思議なものであり、先生が覚えて居て下さり、旅行中の写真を見て話しが盛り上がったのは彼女にとって大きな喜びであったろう。グローバル化では断然業界トップの当社では海外での活躍の場は無限である。技術系に加えて事務系出身者も増えることを期待したい。

■ CALE NEWSについて

毎号送って頂いて、名大法学部が如何にアジア諸国への法的整備支援に注力しているかは概略承知していたが、今回フォーラムで、先生方との面識も深まったし、今後はもっと隅々まで読んで理解を深めて行きたい。

ウズベキスタン：2007年日本法教育研究センターを修了した初の学生として

私たちは「名古屋大学東京フォーラム」のことを印象強く覚えています。名古屋から東京までバスで行って、かなりの時間がかかりましたが留学生の皆と一緒に歌を歌いながら時間が過ぎたので、長く感じませんでした。

心に残ったことの一つは、フォーラム後のレセプション・パーティに日本初の駐ウズベキスタン大使の中山恭子元大使が突然いらっしゃったことでした。中山元大使はソ連から独立したウズベキスタンが、日本との間に外交・伝統・経済などの関係を促進できるように一生懸命活動された方です。中山元大使の著書『ウズベキスタンの桜』は、日本人とウズベク人に良い関係をもたらしたとおもいます。私たちは法整備支援プログラムの日本法教育研究センターの修了生として、本フォーラムにおいて、タシケント国立法科大学のルスタムバーエフ学長と名大の先生たちの依頼で、中山元大使の言葉を通訳する大変貴重な機会を得ました。

名古屋大学大学院法学研究科修士課程
ウミルディノヴ・アリシエル
イブラギモヴ・ブニヨド

この「東京フォーラム」は心の中に必ず残ると思います。



中山元大使とともに（筆者・前列右から4、5番目）

モンゴル：学術交流のためのテレビ会議システムの可能性と意義



レンツェンドー・ジグジット駐日モンゴル国大使を囲んで、
田中華子特任講師およびモンゴル人留学生たち

第5回東京フォーラムにおいて、モンゴル国立大学法学部の学生たちと東京フォーラム参加者たちを結びテレビ会議中継が行われた。それは、モンゴルの学生たちにとって、また多くの外国ゲストを含めたフォーラム参加者たち

名古屋大学
大学院法学研究科博士課程
バトボルド・アマルサナー



にとっても、とても印象深いものであったと思う。

モンゴル国立大学法学部に名古屋大学日本法教育研究センターが設立されると同時に、この共同プロジェクトを推進するために素晴らしいテレビ会議システムが導入された。このテレビ会議システムの潜在的な可能性とは、日本と各国の日本法教育研究センターの間での講義の中継のみならず、各センターの間での情報、価値、そして文化の交流を可能にすることであろう。この交流とは、日本から各国の日本法教育研究センターへの講義、各国のセンターと他国のセンターの交流、名古屋大学で学ぶ各国の留学生と現地で学ぶ日本法コースの学生との交流、そして大学間の共同研究会や同窓会にまで広がるものである。

テレビ会議システムによる中継を経験して、私は、それが現地の法律と日本法の双方に精通した若い法律家の世代を育てるという、この日本法コースの目標を達成するために大いに貢献するであろうことを確信した。さらに、それが大学間の情報交換と実りある議論という新しい協力の段階へと飛躍することを私は願ってやまない。

カンボジア：アン・ヴォン・ワッタナ大臣来日

「(民法及び民事訴訟法を起草する) 諸活動のおかげで、ワーキンググループのカンボジア人メンバーの知識及び能力は、大いに向上しつつある」。カンボジア王国のアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣は、記念講演の中でそう述べられた。カンボジア王国政府司法省の要請に基づく、JICAとの協力による法制度整備プロジェクトは、1998年に活動を開始した。日本とカンボジア双方の約10年にわたる努力の結果、



民事訴訟法は制定・公布され、民法は2007年10月5日(金)に国民議会を通過した。日本の法整備支援は、目

名古屋大学大学院法学研究科博士課程
コーク・ボレン



に見える法典・法律を導入するのみならず、日本の法的知識をカンボジアの人々に移植する「知識の橋」としても役立っている。大臣は、日本人及び日本政府に対し、その支援に心からの感謝を表明し、カンボジア王国政府司法省を代表して民法および民事訴訟法の普及と実施に全力を尽くすことを約束された。

フォーラム後、大臣は、お疲れにもかかわらず、カンボジア人学生らがホテルへ表敬訪問することを許された。会合では、大臣は自らの経験を分かち合わせ、私たち学生を、日本語も含めてよく学び、私たち発展途上国を手助けする有益な知識を持ち帰るよう激励された。

ベトナム：グエン・ディン・ロック元大臣を囲む会



名古屋大学
大学院法学研究科博士課程
ファム・ホン・クアン

このフォーラムで、元司法大臣グエン・ディン・ロック氏はベトナムにおける法曹人材育成を含む法分野において日本の援助は価値があるというスピーチを行った。ロック元大臣がその中で特に多大なる貢献をしてくれた森嵩先生(名古屋大学名誉教授)をはじめ、ベトナム民法の制定について日本から支援を受けていることを大いに感謝した。また今年9月に、ハノイ法科大学に名古屋大学の日本法教育研究センターを設立したことは、日本法を深く理解できるだけでなく、将来、法的分野を日本語で議論できる人

材をベトナムに供給すると期待された。

翌日「大臣を囲む会」で、ベトナム留学生からロック元大臣にベトナムの立法プロセス、司法改革又憲法改正に関して様々な質問が出た。今回の憲法改正に憲法裁判所の創設やベトナム共産党の役割に関する憲法第4条などに関して、例えばこの第4条を削除するべきかどうか、それからどのようなメカニズムが共産党に法律を守らせるかという留学生の議論が行われた。



日本：相互交流の重要性を感じて

去る10月19日(金)、私は留学生支援サークル「SOLV」の一員として、東京フォーラムに参加しました。留学生の生活面での支援を行っている私たちSOLVですが、今回のフォーラムは大学や国といった大きなレベルでの国際支援について生の声を聞くことのできる絶好の機会でした。会場では日本人はもちろん各国から様々な民族衣装に身を包んだ参加者でごった返しており、このフォーラムに対する関心がいかに高いものであるかを感じました。会場で聞いたお話の中に、国際支援というものは一方的なものではなく、互いの国が互いを高めあう双方向的なものでなければ

名古屋大学法学部2年
SOLV(留学生支援サークル)

村田 康恭



ならないというお話があったのですが、国際支援における相互国間交流の重要性をあらためて認識することができ、さらに国際支援の現状と成果を知ることによってこれからSOLVとしてどのように留学生と関わっていくかの指標を得たことは、このフォーラムに参加した大きな意義だったと思います。

アジア・アフリカ学術基盤形成事業 タシケントにて、セミナー「ウズベキスタンにおける 憲法・行政法改革の課題」が開催される



名古屋大学
大学院法学研究科
副研究科長
市橋 克哉

法学研究科が取り組んでいる日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業のひとつ、共同研究「立憲主義と法の支配」は、9月29日(土)および30日(日)の2日間にわたって、タシケントにおいて、タシケント国立法科大学と共催で行われた。今回のセミナーは、日本およびウズベキスタンの研究者と実務家だけでなく、ロシア、カザフスタンおよびドイツからの参加を得た国際的な企画となり、JICA、ドイツGIZおよび三重大学も企画に加わるという大規模なものとなった。

今回は、とくに、議会・下院を通過して現在上院で審議中の行政手続法の制定および施行等行政法改革に関するセミナーを行った。

ウズベキスタン側からは、行政手続法案の作成に関与してきたタシケント法科大学や世界経済外交大学の研究者が参加・報告した。また、行政手続法の施行準備に当たっている司法省担当者も参加・報告した。そして、この間、同法案の作成について関与してきたJICAおよびドイツGIZの専門家も参加し報告を行った。さらに、現在ウズベキスタンと同様に行政手続法等の行政法改革の課題に取り組んでいるロシアからも研究者が参加・報告を行った。したがって、この点で、今回のセミナーは、名古屋大学とタシケント法科大学というこれまでの枠を超えて、多彩で国際的なセミナーとなった。セミナーは、ウズベキスタンの行政手続法制定を促進するものとなった。また、共同研究の成果は、論集として取りまとめ、公

刊する予定であり、これもウズベキスタンにとっては、この国における行政手続法の意義と問題点を学界および官界、そして、産業界に広めるものになるだろう。

法学研究科から参加した鮎川CALEセンター長および市橋は、それぞれ日本とウズベキスタンの法整備分野における協力の歴史と現状、そして、日本によるウズベキスタン行政手続法草案作成およびその施行準備支援の現状と成果について報告した。また、三重大学の樹神教授および琉球大学の徳田教授は、公法分野における日本の法整備支援の意義、行政手続法施行準備作業の経過と特徴について報告した。また、龍谷大学の本多教授は、ウズベキスタン行政手続法の国際水準からみた意義と問題点について、書面報告を行った。会議では、ドイツGIZ代表のデュッペ氏がドイツの行政手続法支援の特徴について、ロシアのスタリコフ教授が行政手続概念をめぐるロシアの論争について、カザフスタンのプリポドゴラ教授がカザフスタン行政法の特徴について報告した。現在、法案が上院審議中という重要な段階にあることを踏まえて、今回のセミナーの名において、法案のいっそうの改善と制定の今日的意義を確認する声明を発表して閉幕した。



日本法教育研究センター

ウズベキスタンスクーリング 世界地図の空白を塗りに、



首都大学東京
都市教養学部准教授
谷口 功一

2007年9月11日(火)から19日(水)の旅程で、名古屋大学のお招きによりウズベキスタンを訪問させて頂いた。1973年生まれの私にとって当地を訪れることには少なからぬ感慨があった。周知の通り、ウズベキスタンは、1991年まではソヴィエト社会主義共和国連邦の一部であったのだから。思春期の私にとって「冷戦」はリアルなものだった。ソ連の爆撃機ツポレフ16（通称バジャー）が領空侵犯を行うたびに自衛隊機がスクランブル発進し、アンドロポフやチェルネンコが死んだ日にはモスクワ放送がラジオから延々とクラシックを流すのも聴いた（私の郷里である九州では電波の入りが実に良かったのだった）。日頃大学で接する学生たちにとって、このような話はもはや“歴史”だろう。そんな私にとって、旧ソ連を訪れ、しかもその地で授業をするなどということは思いもよらないことだった。実際、訪問が決まるまで、ウズベキスタンについては何も知らないと言っても良い状態であり、『地球の歩き方』が「シルクロードと中央アジアの国々」という括りになっているのに驚いたくらいだった。

今回の訪問は、無知な私にとって頭の中の世界地図の「空白地帯」だった中央アジアに関して実に多くのことを学ぶ機会となり、お招き頂いた事に対しては、いくら感謝しても足りない所ではあるが、紙幅の制限もあるので、以下では、当地で行ったスクーリングについて簡単に感想を記すに留めておきたい。

当地ではタシケント法科大学でのスクーリング講師を務めさせて頂いた。教室では、わたし自身の研究対象でもある日本の立法

過程に関して主として制度面からの講義を行ったのだが、講義中の極めて熱心な受講態度のみならず、講義終了後も学生から熱気溢れる質問が多数寄せられた。印象に残ったこととしては、講義中に触れた事柄の中でも特に「内閣法制局」に関して少なからぬ質問が寄せられた事がある。これは多少意外なことでもあったのだが。ともあれ、学生の能力は極めて高く、国家建設の主体として将来を担う意気込みには屈折したエリート臭は微塵も感じられず、いっすすがすがしいほどであった。帰国してからも当地に関する本を幾つか読んだが（小松久男『革命の中央アジア』東京大学出版会、は特に興味深いものだった）、熱意ある優れた学生の思い出と共にかの地への興味はいや増し、再び訪問する機会があれば、これにまさる喜びは無いとも思う。

最後に、再び私事に亘って恐縮ではあるが、2006年にナカニシヤ出版から刊行された『公共性の法哲学』に寄稿した論文の中で、わたし自身、シベリアから中央アジアに移送・抑留された日本人捕虜について触れた事があり、今回の訪問でタシケントの日本人墓地を訪れることが出来たのも一つの収穫であったし、また何かの縁だと思った次第である。



日本法センターの学生と

日韓共同シンポジウム

「日韓における国際的な法制協力の現状と課題」



名古屋大学
大学院情報科学研究科
准教授
外山 勝彦

名古屋大学と韓国法制研究院の共同研究の一環として、日韓共同シンポジウム「日韓における国際的な法制協力の現状と課題」が2007年10月13日(土)に韓国ソウルで開催され、日本側14名、韓国側12名が参加した。テーマは法令外国語訳と法整備支援であり、それぞれ日韓2名ずつ、合計8名が交互に報告を行った。また、日本政府による法令英訳を推進している法令外国語訳専門家会議・柏木昇座長（中央大学法科大学院教授）と大谷太検事（法務省大臣官房司法法制部）がコメンテータとして特別に参加した。

■ 日韓における法令外国語訳事業の現況と課題

孫熙斗・同院研究員と佐分晴夫・本学副総長による開会挨拶の後、法令英訳に関する報告が行われた。日本では2006年以来、政府が主要法令約250本の英訳と「法令用語日英標準対訳辞書」の策定を推進しており、本学は情報技術を活用して協力している。一方、韓国における法令英訳は、政府によって1982年に既に着手されており、現在までに約800本（法令全体の約19%）の英訳と「英文法令標準用語集」の刊行が実現されている。

このセッションでは、「韓国における法令英訳事業の現状と展望」（丁斗虎・同院副研究員）、「政府主導の法令英訳事業の現状と問題」（洪承珍・韓国政府法制処法制官）により、韓国の法令英訳の現状と、英訳の品質や継続性の確保などの課題に関して報告された。一方、日本側からは「コンピュータを利用した法令用対訳辞書の比較」（小川泰弘・本学情報科学研究科助教、外山勝彦・同准教授）、「政府による法令英

訳を超えて：日韓比較法研究の展望」（松浦好治・本学法学研究科長）により、情報技術を活用して日韓双方の英訳法令や対訳辞書を比較した実証実験の結果や、それを踏まえた両国法令の比較法研究に対する新たな方法論が報告された。

■ 日韓における法整備支援の現状と展望

午後は、近年、韓国でも関心が高まっている法整備支援に関する報告が行われた。日本側からは、「市場経済移行国における法改革と法整備支援：ウズベキスタンを素材にして」（市橋克哉・本学法学研究科教授）、「名古屋大学法政国際教育協力研究センターと法整備支援事業」（宇田川幸則・本学CALE准教授）により、本学が推進してきた法整備支援に関して報告がなされた。一方、韓国側からの報告は、「法律文化交流事業の内容と推進の方向性」（黄秉柱・韓国政府法務部国際法務課検事）、「法整備支援事業におけるNGOの役割」（沈東燮弁護士）の2件で、韓国における法整備支援に対する考え方や課題に関するものであった。鮎京正訓・CALEセンター長が閉会挨拶において言及したように、韓国では法整備支援を法律文化交流として捉えていることが印象的であった。

示唆に富む多くの報告が行われたため、コメンテータを交えた討論には熱が入り、時間の経過が早く感じられる一日であった。松浦法学研究科長による閉会挨拶の通り、次回開催が大いに期待される。なお、本シンポジウムの報告集は、日韓両国語により韓国法制研究院から発行されている。



ウズベキスタンにおける 法改正に向けての重要な段階



ウズベキスタン共和国 外務省 外交官

Elmurodov Eldorjon
(エルムロドフ・エルドルジョン)

2005年名古屋大学大学院法学研究科修了。現在、ウズベキスタン共和国外務省にて外交官職に従事している。

ウズベキスタン政府は、独立後、民主化と自由化に向けた国家の政治及び法システム改正の戦略的な行動を起こしている。年々、政治的・経済的自由化の領域における法律の数はずいぶん増えてきている。例えば、死刑廃止、国家統制の縮小、外国投資者への多様な優遇策の付与に加えて民間セクターの自由化を目的としたイスラム・カリモフ大統領が出した数多くの行政命令の可決など、政党の役割を強化する諸法律は、ウズベキスタン国家がより民主化の方向へ進んでいることを示している。

独立後の初期から、ウズベキスタン国民の政治参加を促進するために、政府はマハリヤ制度を導入した。この制度は、国民が広く政治組織へアクセスできるようにして、国家のより民主的な体制への道を開いたことで意義深い。マハリヤ制度はまた、諸政党の発展にも貢献している。それゆえに、民主化の過程における政党の役割を助長するという論点は、批判的重要性が当然あった。2007年3月にウズベキスタン上院議会によって制定された「国家の統治の刷新および一層の民主化ならびに国の近代化における政党の役割の強化に関する法律」は、ウズベキスタンの政治改革における重大な段階を意味している。同法は、経済的及び人道主義的構造のための明確な要求に応えるという点ばかりでなく、ウズベキスタンにおける社会的・政治的改革を続行させるという点で、政党の発議権、役割と責任を増大させる必要性を強調している。

ウズベキスタン国会の上院及び下院立法部議会は、政治的権力の相互の抑制と均衡を維持している。さらに、立法過程に



サマルカンド・レジスタン広場

における政党の幅広い参与は、国会の重大な政治上の意思決定における説明責任の仕組みを強化している。このことは、政党が国民の広い範囲の関心を代弁しているという事実を考慮すれば、著しい進展である。他の民間の社会組織とともに、政党は活動の幅を広げ、また立法過程における多様な関心を代弁してきた。政党に関する新法はまた、首相候補者や他の内閣議員の承認への手続きに関する決定における政党との協議について考慮すべき事柄を明文化している。政党に与えられたこの法的権利は、行政権限を改めたり、国の民主化改革を深化させたりすることにおける政党の役割強化に向けての、重大な段階なのである。

(翻訳：高橋麻奈・名古屋大学

大学院国際開発研究科修士課程)



冬のタシケント

New モンゴル便り



ウランバートルの宅地事情

モンゴル国では、2003年5月に牧地を除いた土地の私有化が始まり、既に4年が経過した。長い間広大な草原を互いに利用し合ってきた遊牧社会の人々が、土地の私的所有をどう受け止めているかは、草原を含む土地の利用に今後どのような法制度を創り上げるかにも繋がって興味もたれるところであり、今年6月と9月にモンゴル法研究会の一員として、住宅地の私有の現状をウランバートル市民にインタビューしたので、経過の一部を紹介してみたい。

■ 土地所有の法制度

はじめに、土地所有の法令の概要を紹介する。根拠法は（通称）土地私有化法であり、牧地以外の土地を用途により（モンゴル国民の）①家族の居住用地と②農業を含む事業用地に大別し、①は一定の面積が無償で、②は有償で、申請者に譲渡されるものである。なお、いずれも行政機関による審査が必要である。

■ 私有の実施状況

インタビューでは、私有化の政策自体に賛成する者がほとんどであったが、実際に土地の所有に至った人は少なかった。では、無償譲渡される住宅地の私有化の実施状況であるが、申請者の従来の住宅環境によって概ね3



分譲地と思われる区域

つに分類できるようである。

既存の住宅地

私有化政策の実施前から許可を得て住宅地を利用している家族がその土地の私有申請をした場合には、概ね無償譲渡がなされるようであり、日本で言う戸建て住宅が並ぶ地域では、ある地域に長く住み既に私有している高校教師によると、自分も含めてこの地域の家族は概ね私有が済んでいるようだ、とのことであった。ウランバートルの空港から市内中心部に至るまでのゲルの住宅地など、市の郊外に多く見られる地域も同じ状況である。

新規の住宅地

住宅地を利用していなかった家族が新たに無償譲渡を求める場合、申請しても、「既に他の家族に許可済み」「私有可能区域ではない」などの理由で許可が得られなかった例が多いようである。しかし、必要な情報を役所から得て土地を私有したという者もいた。この情報入手の不平等が、市民の不満の一つになっているようでもある。

別荘地

市の北部郊外の山裾に、市内のアパート居住者で別荘を持っている者が多い。この別荘地も、申請により私有が認められるようだが、手続きは、別荘利用者は「まだ始まっていない」と言っているのに対し、政府関係者は「別荘の私有の受け付けも行っている」とのことであった。



既存住宅の区域



桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授
齋藤 隆夫 (さいとう たかお)

1998年 JICA短期専門家(不動産登記制度整備)。現在、名古屋大学 (CALE) モンゴル法研究会で、都市の土地私有化の実施状況を調査している。

■ 実施率30%と現場から見た課題

住宅地の私有化は、政府の担当者によると今年の6月の時点で「予定の30%程度しか進んでいない」とのことである。目標値は、モンゴルの全世帯が住宅地の私有をすることであり、国民への平等な政策を念頭にした政治的観点からは、現状は不満足であろう。政府は、土地の私有化、とりわけ住宅地の無償譲渡は短期間で終わることを予想したようで、その実施期間を2006年5月としていたが、進捗の低さにこれを2年間延長したものの、私有した家族の数は目に見えて増えていない。

政府担当者の言うように私有化の実施策が緩慢だとしたら、その原因はどこにあるのかをインタビューをとってみてみると、①申請の手続環境の整備不良と、②土地私有への国民の興味の薄いことを指摘できる。

手続環境の整備不良

①申請に必要な、測量図面作製の技術者が足りないことや、②書類取得の実費が庶民レベルでは高額であること、などを耳にした。これらは、申請する住宅地の区別を問わない問題のようであるが、克服困難とまではいえず、許可を得た者には「面倒だった」程度の問題なのかもしれない。ところが、新規住宅地の希望者には別の問題がある。それは、③申請受付の段階における、役所あるいは担当者による対応の不一致、とりわけ、私有可能区域に関する情報開示不足についてである。このために、多くの申請者は事前情報なしに希望地の選定をするので、「既に別の家族に許可済み」の結果になるのである。ちなみに、住宅地を無償取得できなかった者の中には、分譲地を取得している者も多いようであり、市街地外延部の幹線道路沿には、このような分譲地が散見される。なお私有化済の住宅地のなかに、面積が一見して基準を超える例が多かった。これも、手続きの整備不良の問題の一つかもしれない。

土地私有への国民の興味

無償の住宅地を取得していない理由に「住むところがあるから」との答えが多い。現に住まいがあれば住宅地は不要だが、それでも別荘地は無償で私有できるのにそれも不要ということは、土地の資産価値に興味がないような印象を受けた。ただしこの点は、専門家の研究を待ちたい。

■ 当面の対応策

インタビューをとおして見えてきた土地私有化を阻害する要因の、①手続きの問題と②国民の意識の低さに関しては、政府関係者もマスコミも指摘していた。この問題について政府関係者は、①については、私有化の実施をめぐる手続き法令のより細かい整備と現場への指導の徹底、②については、さらなる啓発活動の必要性と実施で臨むことを力説していた。後者は、モンゴルの人々が土地の資産価値とどう付き合うかのようなことから来る大きな問題でもあり、啓発活動でこと足りるのは見当がつかない。しかし前者については、国民の不公平感の解消に向けて、現場の手続がより適正に行われるような法令等の整備を、早急に実施することが望まれる。



モンゴルの草原 (モンゴル国中央県)



出張報告

国際会議 出席報告

「21世紀における法と社会—転換、抵抗、将来」



名古屋大学
大学院法学研究科講師
中村 真咲

筆者は、廣渡清吾・東京大学社会科学研究所教授、榎澤能生・早稲田大学法学学術院教授、市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科教授、R.クニーパー・ブレイメン大学法学部名誉教授と共に、ドイツ・ベルリンのフンボルト大学で開催された国際法社会学会（RCSL）と法と社会学会（LSA）の合同年次大会（2007年7月25日～28日）に出席し、分科会「体制移行国に対する法整備支援の理論と経験に関する研究」を開催した。

本大会は、国際法社会学会（RCSL）、法と社会学会（LSA）、および日本・ドイツ・アメリカ・イギリスなどの各法社会学会によって共催された国際学術大会であり、今回のベルリン大会は世界各国から2,000名を越える参加者が出席するという大変盛況なものとなった。ベルリン大会の統一テーマは、「21世紀における法と社会—転換、抵抗、将来」であり、617の分科会が開催されたが、その多くがグローバリズムによる法と社会の変容に関わるものであった。

法整備支援に関する名古屋大学とブレイメン大学の交流は、モンゴル土地法研究の一環として2005年9月に榎澤教授がクニーパー教授を訪問した時に始まり、翌2006年10月28日に国際シンポジウム「法整備支援をめぐる日本・ドイツの対話」（名古屋大学）の開催を経て、今回の分科会が開催されたのであった。我々の開催した分科会の内容は、

以下の通りである。

司会：廣渡清吾

趣旨説明：榎澤能生

基調報告：R.クニーパー

「シルクロードにおける法改革のせめぎ合い」

個別報告：市橋克哉「ウズベキスタンにおける

行政手続法改革に対する法整備支援の経験」

中村真咲

「モンゴルにおける法整備支援と社会変容」

質疑応答

基調報告では、クニーパー教授が中央アジア・コーカサス・モンゴルでの法整備支援の経験に基づく理論的考察を述べ、これを受けて個別報告では、市橋教授がウズベキスタンの事例について、筆者がモンゴルの事例について報告を行い、最後にフロアーも交えた討論が行われた。討論では、国際金融機関による法整備支援とこれに伴う現地社会の軋轢、日本における法の継受をどう考えるか、といったことが議論になった。また、本分科会には、H.シュミーゲロー前ドイツ連邦共和国駐日大使がご出席下さり、体制移行国に対する法整備支援という世界的課題の解決に日本とドイツが協力することの意義について述べられ、我々の共同研究の進展を喜ばれた。シュミーゲロー前大使は、駐日大使在任中から名古屋大学の法整備支援・アジア諸国法研究に注目され、ブレイメン大学との共同研究の開始にあたってご支援下さるなど、法整備支援における日本・ドイツの協力関係の発展に尽力して下さった恩人であったので、今回のベルリン大会で再会し、共同研究の進展の一端をお見せすることができたのは、筆者にとって何よりの喜びであった。

また、今回のベルリン滞在中にはベルリン日独センターを訪問し、法整備支援に関する日本・ドイツの共同研究の現状について報告するとともに、将来のベルリンでの成果報告シンポジウムの開催に向けた打ち合わせを行うなど、さらなる研究の発展に向けた準備を行うことができた。

なお、筆者の今回の出張にあたり、名古屋大学学術振興基金、名古屋大学総長裁量経費による助成を受けたことをここに記し、両基金への謝辞としたい。



分科会の様子（左から、榎澤教授、市橋教授、廣渡教授、クニーパー名誉教授、筆者）

センター長便り 第4回

ALIN(アジア法律情報ネットワーク)総会に出席して



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長
鮎京 正訓

2007年12月、タイ・バンコクのチュラロンコーン大学法学部を会場として、ALIN総会が開催され、私はそれに出席する機会を得ました。

バンコクに到着した12月5日は、折しもタイ国王生誕80周年ということで、街中が祝賀ムードに包まれていました。空港に出迎えてくれたチュラロンコーン大学のスタッフもすべて黄色のポロシャツを着ており、また、その後のウェルカムディナー主催者のティティパーン法学部長も同様の服装でした。黄色は国王の色で、この種のイベントの際に人々は黄色の服を着たり、ネクタイを着用するとのことでした。

ALIN (Asia Legal Information Network、アジア法律情報ネットワーク、<http://www.e-alin.org>) は、2005年、韓国法制研究院を中心とし、ソウル国立大学法科大学などの韓国の研究機関、研究者のイニシアチブで設立された機関であり、フィリピン大学、チュラロンコーン大学、ガジャマダ大学、シンガポール大学、マラヤ大学、ベトナム国家と法研究所、台湾大学、タシケント国立法科大学などをはじめとして、2007年現在、アジアの14ヶ国の大学、法学研究機関が加盟しています。

私もCALEは、2006年総会においてALINに加盟しましたが、今のところ日本からの唯一の加盟機関です。

CALEの主要任務は、アジア諸国に対する法整備支援研究・事業とともに、アジア諸国の法律情報の収集・発信という2つです。CALE設立当初の名称は「アジア法政情報交流センター」であり、2002年以降は、文部科学省により全国的に設立された途上国研究・支援の諸センターと名称を統一するために「法政国際教育協力研究センター」と名称変更をしましたが、英文表記である「Center

for Asian Legal Exchange」には、創設時の私たちの志が示されています。

アジア諸国の法律情報の収集・発信を主要任務の1つとするCALEにとって、ALINの一員として名前を連ね、「法律情報」をキーワードとする「ネットワーク」を形成し、法律情報交流をアジアの主要大学と行っていくことは、たいへんに意味のあることだと考えています。

ところで、今回のALIN総会およびそれに続く研究集会で驚かされたことの1つは、チュラロンコーン大学法学部の1、2年生が様々な会議、催し物において活躍し、また、アナウンス等を行いました。学生たちは相当に立派な英語を話し、参加者に衝撃を与えたことです。台湾、中国、韓国からの先生方もこの点について、同じ感想をわざわざ私に言いに来られた程です。

名古屋大学法学部では近年、ピアサポート事業などで、法学部学生がラオス、ベトナム、ウズベキスタンをはじめアジア諸国などへスタディツアーに出かけるプログラムを設けましたが、このプログラムの課題の1つは、学生たちが現地の言葉を学ぶとともに、英語にも習熟することを目指しています。

最近行われたピアサポート帰国報告集会では、アジア各国へ派遣された法学部学生たちが英語でスタディツアーの内容について報告してくれましたが、出発前の報告集会での英語でのスピーチとは較べものにならないくらい、上手に報告をしていました。機会を与えることができるならば、私たちの学生の言語能力も必ず確実に向上する、という思いを強くしました。



行事予定(2008年1月～3月)

国内開催

1/17(木)	大学院教育改革支援プログラム・レクチャーシリーズ 「ヨーロッパにおける法学研究の改革—ポーロニャ・プロセス」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 ハムザ・ガボール (エトヴェシュ・ローランド大学)
1/26(土)・27(日)	「法整備支援戦略の研究」全体会議 助成：文部科学省 世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業、 文部科学省 大学院教育改革支援プログラム、名古屋大学 総長裁量経費 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科	
2/13(水)	大学院教育改革支援プログラム・レクチャーシリーズ 「Law and the New Developmental State」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 デイビッドM. トウルーベック (ウィスコンシン大学)

海外開催

1/11(金)～15(火)	ウズベキスタン日本法センター冬季スクーリング (日本の行政法の基本原理、行政救済法、明治期における法律用語翻訳事情と東アジア諸国への輸出、憲法、地方自治制度) 助成：文部科学省 特別教育研究経費 於：タシケント国立法科大学 (ウズベキスタン・タシケント)	
3/1(土)	セミナー「WTO加盟後のベトナムにおける法整備及び紛争解決上の課題—日本の経験に照らして—」 助成：日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業 於：ハノイ法科大学 (ベトナム・ハノイ)	
3/15(土)・16(日)	セミナー「WTO体制下の日中通商政策—ラウンド交渉・紛争解決・法整備」 助成：日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業 於：中国政法大学 (中国・北京)	
3月	セミナー「日本におけるモンゴル法研究」 助成：日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業 於：モンゴル国立大学 (モンゴル・ウランバートル)	
3月	ウズベキスタン日本法センター春季スクーリング 助成：文部科学省 特別教育研究経費 於：タシケント国立法科大学 (ウズベキスタン・タシケント)	

2007年10月～12月の行事

行事 (国内開催)

10/19(金)	「名古屋大学東京フォーラム2007」 於：政策研究大学院大学	【参加者】 約350名
11/14(水)～20(火)	JICA国別研修ウズベキスタン「抵当法」 於：名古屋大学・CALE	【研修員】 4名
11/26(月)～12/7(金)	JICA国別研修イラン「法整備支援」 於：名古屋大学・CALE	【研修員】 10名
11/29(木)	第24回法整備支援研究会 「ドイツによる法整備支援の現状調査を実施して～行政法を中心に～」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 白藤 博行 (専修大学)
12/11(火)	大学院教育改革支援プログラム・レクチャーシリーズ 「法整備支援の普遍性とコンテキスト」 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科	【講師】 ロルフ・クニーバー (プレーメン大学)
12/12(水)	第25回法整備支援研究会「東ティモールにおける新たな国家建設」 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科	【講師】 足立 昌勝 (関東学院大学)
12/15(土)	ウズベキスタン日本法センターとの学生シンポジウム 「憲法が保障する選挙制度における問題点」 於：名古屋大学 (タシケント国立法科大学とテレビ会議で結んで)	【参加者】 日本側：20名

行事 (海外開催)

10/13(土)	日韓共同シンポジウム「日韓における国際的な法制協力の現状と課題」 共催：韓国法制研究院 於：ザ・リッツ・カールトン ソウル (韓国・ソウル)	【参加者】 日本側：14名、韓国側：12名
----------	---	-----------------------

※「名古屋大学日本法教育研究センター」は、紙面の都合上「日本法センター」と表記。

その他海外派遣・受入			
派遣			派遣者
10/24(水)～29(月)	カンボジア	日本法センター設立に関する打合せ 於：王立法経大学、カンボジア日本人材開発センター等（プノンペン）	コン・ティリ、牧野 絵美（名古屋大学）
11/9(金)～17(土)	アメリカ	米国議会図書館のアジア法情報ネットワークの現状調査 および今後の協力可能性に関する打合せ 米国ロースクールにおける「法と開発」「アジア法」教育の 現状調査及び今後の協力可能性に関する打合せ 於：米国議会図書館（ワシントンD.C.）、ニューヨーク大学（ニューヨーク）	コン・ティリ、中村 真咲（名古屋大学）
11/10(土)～14(水)	マレーシア	イスラム会計基準の開発状況に関する調査 於：マレーシア会計基準審議会（クアラルンプール）	小沢 浩（名古屋大学）
12/14(金)～28(金)	モンゴル	モンゴル土地法に関する現地調査 於：開発情報センター、UNDP、モンゴル国立大学（ウランバートル）	上村 明（東京外国語大学）
12/25(火)～30(日)	中国	中国における行政法改革の課題に関する調査・打合せ 於：中山大学（広州市）、中国政法大学（北京市）	宇田川 幸則（名古屋大学）
特別講義			
11/26(月)		法整備支援論(1)「弁護士による法整備支援」 於：名古屋大学・文系総合館	【講師】田邊 正紀（酒井法律事務所、元JICAモンゴル長期専門家）
12/3(月)		法整備支援論(2)「日本の法整備支援」 於：名古屋大学・文系総合館	【講師】山下 輝年 （内閣官房司法制度改革推進室）
12/4(火)		「開発法学の根本問題」 於：名古屋大学・文系総合館	【講師】松尾 弘（慶應義塾大学）
12/10(月)		法整備支援論(3)「法務総合研究所国際協力部の法整備支援」 於：名古屋大学・文系総合館	【講師】亀卦川 健一 （法務省法務総合研究所）
12/17(月)		法整備支援論(4)「カンボジア法整備支援」 於：名古屋大学・文系総合館	【講師】本間 佳子（本間佳子法律事務所、元JICAカンボジア長期専門家）

CALE外国人客員研究員紹介



2007年10月31日(水)から2008年2月1日(金)の3ヶ月間、ラオスより、ティエンチャンサイ・ヴィエンヴィライ（THIENGCHANHXAY Viengvilay）先生を外国人研究員として受け入れております。ヴィエンヴィライ先生は、ラオス国立大学法律・政治学部副学部長であり、刑事法および刑事訴訟法の専門家です。本センターでの滞在期間中は、「ラオスにおける死刑制度に関する研究」というテーマで、ラオスの死刑制度の存廃について、日本、アメリカ、EUおよび他のアジア諸国の事例を参考に研究されました。また、先生は、本学大学院法学研究科修士課程の卒業生であるため、CALEスタッフ一同にとって、久しぶりの再会となり、先生も、かつてお世話になった指導教官を訪問されて研究への示唆を受けるなど、旧交を温められたようです。

CALE人事

【採用】研究員 砂原 美佳
（2007年10月1日付）
（2007年12月1日付で
「特任講師」に職名変更）
事務補佐員 武藤 あや
（2007年12月1日付）
事務補佐員 佐藤 奈奈
（2007年12月1日付）

各国法制情報

【ラオス】2007年12月
麻薬法、知的財産法、
労働組合法制定
【カンボジア】2007年12月
民法公布

訂正のお詫び

「CALE News No. 24」3頁に誤記
がございましたので、下記の通り訂
正し、お詫び申し上げます。
（誤）リエン大臣
（正）リエン副大臣